

## 第2回 スマート議会の在り方検討プロジェクト会議 事項書

令和3年4月28日(水)  
議会運営委員会終了後  
601特別委員会室

- 1 一人一台タブレットについて
- 2 プロジェクト会議の検討課題について
- 3 次回の日程について
- 4 その他

### <配付資料>

- |     |                          |
|-----|--------------------------|
| 資料1 | 一人一台タブレットにかかる第1回会議でのご意見  |
| 資料2 | 一人一台タブレットにかかる正副座長案       |
| 資料3 | 三重県議会タブレット型端末機使用基準(案)    |
| 資料4 | プロジェクト会議の検討課題について(正副座長案) |

## 一人一台タブレットにかかる第 1 回会議でのご意見

## ○新たなアプリのインストールについて

- ・自由に使ってもいいのではないか

## ○既存の AppleID やタブレットとの共有について

- ・既存のタブレットから移行するために、現在使っている AppleID を利用したい
- ・貸与タブレットにのみ連絡が来るとなる、常に既存のタブレットと 2 台持つ必要が生じる

## ○指紋認証について

- ・指紋認証を設定すればパスワードがわからなくなった場合でも対応できるのでは

## ○タブレットの活用範囲について

- ・自分たちがどこまで使っているのかということすらもわからない

## ○議員間での理解度の差について

- ・議員間でのレベルの理解度の差が大きい
- ・使い方教室・簡単な用語解説などが必要

## ○一人一台パソコンとのすみわけについて

- ・パソコンとタブレットの両方が配付されていることに対する県民の理解が必要
- ・現行の一人一台パソコンも作業の際には必要ではないか

## ○通信環境について

- ・現行の有線環境を維持するのか検討が必要
- ・Wi-Fi の通信環境が十分なのか

## ○執行部での活用方法について

- ・本会議場での活用方法を知りたい

## ○ZIP ファイルについて

- ・利用をやめると聞いているがいつまで使うのか
- ・使い慣れていない人には難しいのではないか
- ・タブレットに解凍アプリが入っていないから使えないのではないか
- ・「SideBooks」などのソフトを活用する場合などは利用のルールが必要

## 一人一台タブレットにかかる正副座長案

## ① 当該タブレットの使用範囲について

(正副座長案)

議員活動に使用するものとする

ただし、議会の品位を重んじた良識ある使用を心がけるものとする

## ② 利用できるアプリの範囲について

(正副座長案)

①の使用範囲内で議員活動に必要なものに限定するものとする

## ③ 各議員が既に所有している AppleID の利用について

(正副座長案)

利用することを可とする

ただし、その場合は利用する AppleID を議会事務局へ報告するものとする

## ④ 議員のスキルアップ・フォローをどのように図っていくか

(正副座長案)

タブレットの基本的な操作方法や、純正アプリ等の使用方法について研修を行う

## ⑤ 指紋認証について

(正副座長案)

個人の責任において利用することを可とする

## ⑥ その他

(正副座長案)

タブレットの利用にあたって、使用基準を資料 3 のとおり定める

なお、一人一台パソコンとの整理や議会棟の通信環境、ZIP ファイルの取扱などについては、引き続きスマート議会の在り方の検討のなかで整理を行う

## 三重県議会貸与タブレット型端末機使用基準（案）

（目的）

第1条 この基準は、三重県議会における貸与タブレット型端末機（以下「端末機」という。）の使用に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

（端末機の利用者）

第2条 端末機を使用することができる者は、議員とする。

（端末機の利用範囲）

第3条 議員は、端末機を議員活動に使用するものとする。

（端末機の貸与）

第4条 議長は、議員活動に使用するため、議員に端末機を貸与するものとする。

2 端末機は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

3 端末機の使用権限がなくなったときは、速やかに議員固有のデータを削除し、直ちに議長に返却しなければならない。

（端末機の取り扱い）

第5条 議員は、端末機を善良な管理者として適切に管理するものとする。

2 議員は、端末機を使用する場合、議会の品位を重んじた良識ある使用を心がけるものとする。

3 議員は端末機の使用に当たっては、適切なパスワード管理等の認証設定を行い、第三者に不正利用されないようにしなければならない。

4 端末機へのアプリケーションのダウンロードは、議員活動に必要なものに限定するものとする。

（遵守事項）

第6条 議員は、次の各号に掲げる事項について遵守するものとする。

（1）情報の受発信は、議員の責任において行うこと。

（2）データの正確性を保持し、データ等の紛失、き損等の防止に努めること。

（3）県の情報の保全措置に関し、積極的に協力し、かつ、誠実に対処すること。

（事故等のあった場合の責任と対応措置）

第7条 議員は、端末機の盗難、紛失等の事故が生じた場合は、速やかに議長に報告するものとする。

2 端末機の利用、盗難及び紛失による個人情報の漏えい等の事故の責任は、当該議員個人において誠実に対応するものとする。

3 議員は、故意又は過失により端末機を損傷し、又は紛失した場合は、当該議員がその修理等に係る経費を負担するものとする。

（違反行為への対応）

第8条 議員がこの基準の遵守すべき規定に反したときは、議長から注意を与えるものとする。この場合において、再度の注意によっても違反が改められない場合

は、議長は、端末機の使用を停止させることができる。

(その他)

第9条 端末機の使用等に諸問題が生じた場合は、スマート議会の在り方検討プロジェクト会議で協議するものとする。

(委任)

第10条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定める。

## プロジェクト会議の検討課題について（正副座長案）

1. 議事におけるスマート化

## 【第1回会議でのご意見】

## ○本会議場でのパソコンの使用

- ・複数のPDFファイルを扱うような場合にタブレットでは難しい部分がある

## ○本会議場の映写資料のデジタル化

- ・パソコンからパワーポイントなどファイルを直接投影できるようにすればいいのではないか
- ・鳥羽市議会では5、6年前から一般質問等で使っている

## ○議事予定のデジタル化

- ・議会のカレンダーをアップルの純正アプリに反映すれば使いやすい

2. 議員活動におけるスマート化

## 【第1回会議でのご意見】

## ○執行部・事務局からの受取資料の手法

- ・紙、PDF、あるいはPDFと紙の併用といった議員それぞれの意思表示を集約し、事務局でまとめてもらうのがいいのではないか

## ○政務活動費のスマート化

- ・議員全員が同じソフトを使えば事務局も楽になるし、ソフトの開発費は自分たちでそれぞれ50人が割って出せばいい
- ・今は会派によってソフトが違い、会派の中でも違うソフトを使っている状況
- ・タブレットで報告ができるようにすれば、このタブレットは県議会の仕事に使うということになるため一番いいのではないか
- ・報告も電子申請でできるといい
- ・データベース化されれば見る方も作る方も楽だと思う
- ・電子化となった場合には、事務局としても閲覧方法を検討したい

### 3. 議会内におけるスマート化

#### 【第1回会議でのご意見】

##### ○一人一台パソコンとの整理

- ・議会の費用の問題で1人2台与えられていることがどう批判を浴びるかなど色々なことを含め、しっかり検討していかないといけない
- ・一人一台パソコンを無くした場合、Microsoft Office のライセンスの整理が必要

##### ○スマート化による事務の簡素化

- ・これを機に、今の様々な連絡方法も含め議会事務局も簡素化されるように検討していくという方向性があったほうがいい
- ・共通のソフトウェアやシステムが入れば簡素化される
- ・一旦導入の部分で負担がかかる部分もあるが、事務局職員の負担が軽減されたというところへ持っていくような議論をしていただきたい

### 4. スマート化に対応した議員サポート

#### 【第1回会議でのご意見】

##### ○議会のスマート化に向け誰1人取り残さない

- ・勉強会を開催して全議員が使えるようになるということが大事
- ・用語説明など丁寧にやることが大切
- ・タブレットの使い方とアプリの使い方など範囲を決めることが必要
- ・何らかのインセンティブがタブレットにあれば全員が使うのではないか